

仙北市生活応援商品券の使用期限について 【残り2か月!!】

4月25日から使用開始されている「仙北市生活応援商品券」の使用期限は、8月31日(月)までとなります。使用期限が過ぎると無効となり、使用できませんので、必ず期限内にご使用ください。

また、未使用の商品券は払い戻しできませんのでご注意ください。

●問合せ／総務課
☎43-11111

上松木内出張所業務を「紙風船館」で行います

昨年8月の大雨被害により、山鳩館で業務を行っていた上松木内出張所は、7月1日(水)より「紙風船館」へ移転し、業務を行います。

●問合せ／上松木内出張所
☎49-2159

令和8年度地籍調査事業についてのお知らせ

市(角館地区)では、平成4年度から土地の基本となる地籍調査事業を実施しています。地籍とは、一筆ごとの地番・地目・面積・所有者・権利関係を記録したもので、人間の戸籍にあたるものです。

この地籍調査事業で、皆さまが所有する土地の正確な地図や台帳を作ることで、災害などで境界が不明になっても容易に復元することが可能で、境

界紛争などのトラブル防止になるなど、市民の皆さまにも多くの利点があります。

調査計画区域に土地を所有される皆さまのご協力をお願いします。

●令和8年度調査計画区域／仙北市角館町雲然碓前田の一部
※関係者の方々は事前に通知します。

●問合せ／管財課
☎43-33005

学校におけるクマ対策に伴う 大音量機器使用について

教育委員会から地域の皆さまにお知らせします。

現在、市内においてクマの目撃情報が増加しており、児童生徒の安全確保が一層重要となっております。

このため、市内小・中学校の校外学習や学校敷地周辺での安全確認の際に、クマよけ用の大音量機器を使用す

る場合があります。

近隣の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、児童生徒の安全確保のための取り組みとして、ご理解とご協力をお願いします。

●問合せ／学校教育課
☎43-33002

夏いちご事業現地見学会日程のお知らせ (9月下旬～10月上旬予定)

夏いちご栽培に取り組むとする市内農業者などを対象に現地見学会を今年度も引き続き開催します。

例年は盛夏期に屋外で開催していましたが、熱中症の恐れがあることから今年度は9月下旬～10月上旬を目途に開催し

ます。開催日程については、広報せんぼくの月号にてお知らせします。

●問合せ／農業振興課
☎43-22006
株式会社ストロベリーファーム
☎42-80602

農地パトロール(利用状況調査)の実施について

農業委員会では、農地の遊休化や違反転用を早期に発見し、効率的な農地利用の促進につなげるため、市内すべての農地を対象とした利用状況調査(農地パトロール)を行います。農家の皆さんの圃場に立ち入り調査をする場合がありますので、ご協力をお願いします。現在耕作していない農地(遊休農地・不作付地)がある方は、草刈・耕起を行うなど、適正な農地管理をお

願います。また、遊休農地を発見した場合、農地所有者に対し今後の利用意向を伺う調査票を送付しますので、ご協力をお願いします。

●実施期間／毎年7月中旬から8月まで
●調査方法／農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局が巡回します。
●問合せ／農業委員会事務局
☎43-22009

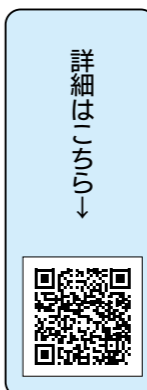
令和8年度排水設備工事責任技術者資格認定試験

●申込受付期間／7月6日(月)～21日(火) (土・日曜日、祝日を除く)
●受験者講習会／9月24日(水) 9時30分～15時30分
●資格認定試験／10月30日(金) 10時～12時

●場所／
《受験者講習会》希望の市町村会場
※秋田県下水道協会ホームページでご確認ください。
《資格認定試験会場》秋田県JAビル 9階(秋田市八橋南一丁目10-16)
●申込方法／上下水道課に備えつけの用紙にてお申し込みください。
※申請書は秋田県下水道協会のホームページからもダウンロードできます。

●受講・受験手数料／6000円(テキスト別)
※受講・受験料は、8月中旬に送付します。
※テキストは、受験者が準備いただくようお願いいたします。

●テキスト／日本下水道協会発行「排水設備工事責任技術者講習用テキスト」(定価2530円)
●問合せ／秋田県下水道協会事務局
☎018-864-1427
上下水道課
☎43-22096



詳細はこちら↓

水道メーター交換の実施

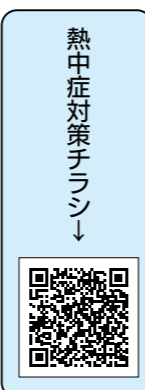
現在、市の水道を利用されている皆さまの中で、今年度中に有効期間満了をむかえる水道メーターについて、上下水道課から委託を受けた業者が訪問し水道メーターの交換を実施します。利用者の皆さまには大変ご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、水道メーター交換後は一時的に赤水、白濁水などが出る場合がありますが、外部水栓や温水以外の蛇口から数分水を出すと解消します。
「ご不明な点などについては、お問い合わせ先までご連絡ください。」
●交換作業期間／7月8日(水)～11月30日(月)
●問合せ／上下水道課
☎43-22096

農作業中の熱中症に気を付けましょう

7月から9月は夏の熱中症等声かけ期間です。
農作業中の熱中症などによる死亡者が全国的に急増しています。このうち約85%が7～8月に発生しており、非常に熱中症リスクが高くなっています。熱中症事故は、周りの人がお互いに気を配り、声をかけ合うことで、防ぐ可能性があります。家族や職場、地域全体で声をかけ合い、熱中症による死亡者0を目指しましょう。

声かけ活動や熱中症対策のポイントを紹介していますので、詳しくは左の二次元コードからチラシをご覧ください。
●問合せ／農業振興課
☎43-22006



熱中症対策チラシ↓

仙北市子育てファミリー支援事業を開始します

●事業内容／第3子以降が生まれ、就学前の子を養育している家庭に、経済的な負担を軽減し安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めるため、150000円相当のサポート券を交付します。

●交付対象／次の要件をすべて満たす方
児童および保護者ともに申請日において仙北市に住所を有すること
第3子以降が生まれ、その子を含む3人以上の子を養育していること
小学校就学前の子を養育していること

●サービス内容／
子どもの笑顔が広がるサービスプラン(絵本・キーキ・文房具・子どもの靴・おむつ・ミルクの購入、子どもの

記念写真、予防接種など)
一時的な保育を支援するサービスプラン(一時保育サービス・託児サービス)
※詳細は、申請窓口にて設置しているリーフレットをご覧ください。

●申請先／ご自宅家庭センター、田沢湖・西木市民センター、各出張所
●申請・交付期間／7月1日(水)～令和9年2月26日(金)
※土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く

●有効期限／令和9年3月31日(水)
●問合せ／ご自宅家庭センター
☎43-22000



塩野米松のいのちわくわくおはなし絵本展

5冊の絵本の原画や資料が大集合！
お楽しみに！

- 会期／7月15日(水)～9月27日(日)
 - 休館日／毎週月曜日
 - 開館時間／9時～17時(入館は16時30分まで)
 - 入館料／高校生以上500円、小学生300円
 - ※仙北市民は無料
- 【塩野米松氏×村上康成氏トークイベント開催】(無料・申込不要)
絵本『わく』ができるまでの過程をお2人に語っていただきます。皆さまのご来場をお待ちしています。
- 日時／7月25日(土) 14時30分～
 - 場所／総合情報センターラウンジ



詳細はこちら

問合せ／新潮社記念文学館
☎43-33033



企画展 「角館の伝統工芸品展」

角館榊細工伝承館では6月20日より、「角館の伝統工芸品展」を開催しています。角館町にある伝統工芸品、榊細工・白岩焼・イタヤ細工・角館春慶塗を展示します。

- 会期／6月20日(土)～9月27日(日)
- ※会期中無休
- 観覧料／一般500円・小中学生300円
- ※仙北市民は無料(運転免許証などの本人確認書類の提示をお願いします。)
- 開館時間／9時～17時(入館は16時30分まで)



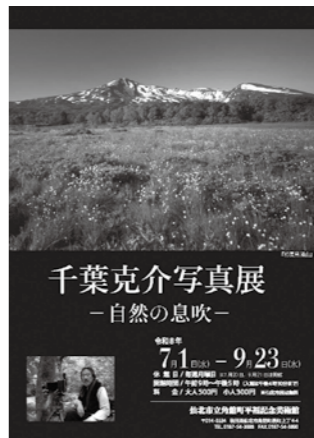
問合せ／角館榊細工伝承館
☎54-1700



千葉克介写真展 ―自然の息吹―

角館の桜や祭りの情景を捉え、地域の観光振興にも尽力した写真家・千葉克介。本展では、かたくりの花咲く春から田沢湖、白神のブナ林まで、氏が愛した「ふるさと」の自然と「みちのくの美」を一堂に展示します。没後1年半、氏の愛用品とともにその軌跡を辿る特別展です。過去の角館のお祭りポスターも展示しています。ぜひご覧ください。

- 会期／7月1日(水)～9月23日(水)
- 休館日／月曜日
- ※7月20日、9月21日は開館します。



入館料／高校生以上500円、小学生300円
※仙北市民は無料
問合せ／平福記念美術館
☎54-33888



「仙北市二十歳の集い」を開催します

二十歳を祝い、友人や地域などのつながりを深める機会として開催します。二十歳を迎えた皆さまは、ぜひご参加ください。

- 対象者／平成17年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた仙北市出身の方および市内在住の方です。
- 日時／8月15日(土) 14時～(受付13時)
- 場所／仙北市民会館(田沢湖生保内)
- 問合せ／教育委員会生涯学習課
☎43-33033

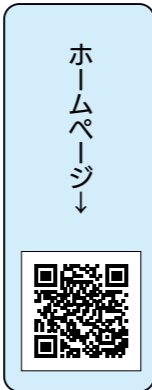


「昨年の二十歳の集いより」

第50回全国高等学校総合文化祭「あきた総文2026」開催

第50回全国高等学校総合文化祭「あきた総文2026」が、7月26日(日)から8月1日(土)までの7日間、秋田県内各地で開催されます。総文祭は「文化部のインテリハイ」とも呼ばれ、全国から約2万人の高校生が参加する国内最大規模の芸術文化活動の祭典です。演劇、合唱、吹奏楽、書道、写真、囲碁、将棋など19の規定部門を中心に、多彩な発表や交流が行われます。秋田県での開催は45年ぶり2回目となります。

問合せ／第50回全国高等学校総合文化祭秋田県実行委員会事務局(秋田県教育庁高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室内)
〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番2号
☎018-8660-1433
詳しくは大会公式ホームページをご確認ください。



ホームページ↓

県外での採用活動を応援します！ 6月1日からスタート

- 市では、市内企業の皆さまが優秀な人材を確保し、地域産業を活性化させるため6月1日から「仙北市中小企業採用活動支援事業補助金」がスタートします。県外で開催される合同企業説明会や就職フェアなどへ出展する際の「宿泊費」や「交通費」を補助します。
- 補助内容／補助対象経費の2分の1(一回あたり上限5万円)
- 宿泊費／補助対象経費の2分の1(一人1泊あたり上限1万円)
- 回数制限／同一年度内3回まで
- 申請方法／必ず事業実施(契約・申込)の前に、申請書と必要書類を商工課へご提出ください。

●注意点
▼予算の上限に達し次第、受付を終了します。
▼交通費・宿泊費の対象範囲には、一部対象外となる経費(自家用車・タクシー利用、新幹線以外の特急指定席など)や細かな条件があります。トラブルを防ぐため、事前の計画段階で、まずは商工課までお気軽にご相談ください。
問合せ／商工課
☎43-33031



「仙北市文化財保存活用地域計画(案)」に関するパブリックコメント(意見募集)の実施について

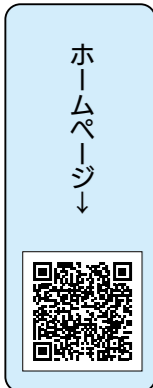
市では、文化財の保存・活用に関する総合的な計画として、市の最上位計画である「仙北市総合計画」のもとに位置付ける「仙北市文化財保存活用地域計画」の策定を行っています。この仙北市文化財保存活用地域計画(案)について、市民の皆さまからのご意見を募集します。

- 計画の名称／仙北市文化財保存活用地域計画(案)
- 意見書の提出期間／6月26日(金)～7月10日(金)
- 公表場所
①仙北市役所田沢湖庁舎1階 田沢湖市民センター
②仙北市役所角館庁舎2階 文化財課
③仙北市役所西木庁舎1階 西木市民センター
- ※8時45分から17時まで
※土・日曜日、祝日は除く
- ④仙北市公式ウェブサイト
新着情報一覧または行政情報▼各機関からのお知らせ▼文化財課▼「仙北市文化財保存活用地域計画(案)」に関するパブリックコメント(意見募集)の実施について」をご覧ください。

に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。意見提出の際の留意事項
いづれの方法で提出する場合も、提出する方の住所および氏名を明記していただき(住所・氏名を明記していない場合には、提出意見として扱わない場合があります)。
●提出された意見の公表
提出していただいた意見書については、市の考え方を付して内容を公表します。その際、住所・氏名は公表しません。なお、同種の意見が複数ある場合は、整理しまとめて公表することがあります。また、案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて市の考え方を示すこととはしませんのでご承知おきください。

- 意見の提出方法／郵送、FAX、電子メール(意見書様式は「公表場所」にてご承知おきください。)
- ※計画(案)は各市民センターに1部置いてありますが、計画(案)のコピーが必要な場合は別途コピー手数料がかかります。

●意見の提出先
〒014-0392
仙北市角館町中菅沢81-8 仙北市役所角館庁舎 観光文化スポーツ部文化財課
FAX 54-4102(観光文化スポーツ部文化財課宛て)
電子メール
kbunka@city.semboku.akita.jp
問合せ／文化財課
☎43-3384



ホームページ↓



木造住宅耐震診断支援・耐震改修補助事業のお知らせ

市では、住宅の耐震診断の支援や、耐震診断で危険と判断された住宅の耐震改修を行う場合に補助金を交付します。

【耐震診断支援事業】

- 対象となる住宅
 - 市内にある住宅であること
 - 昭和56年以前に建築された木造戸建て住宅であること(丸太組工法は除く)
 - 店舗などと併用住宅の場合は、店舗部分の床面積が延べ面積の2分の1以下であること
- 過去に市の耐震診断、または耐震改修の補助金の交付を受けていないこと
- 個人の負担額／1万円
 - ※一般的な耐震診断費用は1戸あたり13万円程度ですが、このうち12万円は市などで負担します。

その他／市が委託する専門機関から耐震診断士を派遣します。

●募集期間／11月30日まで

●募集戸数／2戸

●対象となる住宅

●補助金／耐震改修に要する費用の23% (上限30万円)

●募集戸数／1戸

●募集期間／11月30日(月)まで
※この補助を受けるには、事前相談が必要です。

問合せ／建設課
☎43-22605

上部構造評点	判定	内容
1.5以上	倒壊しない	◎安全ですが点検しましょう
1.0以上 1.5未満	一応倒壊しない	○より安全にするために点検補修しましょう
0.7以上 1.0未満	倒壊する可能性がある	△補修工事を行い、1.0以上にしましょう
0.7未満	倒壊する可能性がある	×早めに補修工事を行い、1.0以上にしましょう

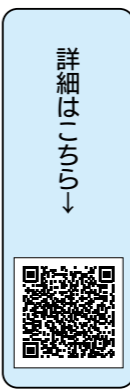
※上部構造評点を1.0未満から1.0以上にするための耐震改修を行う場合に補助金の交付を受けることができます。ただし、条件などがありますので事前に相談してください。

仙北市病院事業 経営健全化計画に関する住民説明会のお知らせ

仙北市病院事業は、令和6年度決算において事業規模に対する資金不足額の比率(資金不足比率)が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(第23条第1項に規定する経営健全化基準(20%)を大きく上回る35.1%となり、同法の規定に基づき「経営健全化団体」となりました。このため、令和7年9月から12月まで個別外部監査を実施し、その結果の報告を踏まえ、早期に経営の健全化を図られるよう「仙北市病院事業経営健全化計画」を令和8年3月に策定しました。

この計画に関する住民説明会を6月22日から開催しています。7月も次の日程により開催します。お住まいの地域に関わらず、どの会場にも参加することが可能ですので、ご来場ください。

計画書については、市のホームページの「行政情報」の「行政計画」に掲載されていますので、ご覧ください。



詳細はこちら

開催地区	開催日時・開催場所
田沢湖	7月11日(出)10時～12時 田沢湖総合開発センター 1階 大集会室
	7月14日(火)18時30分～20時30分 神代就業改善センター 2階 集会室
西木	7月2日(木)18時30分～20時30分 西木総合開発センター 2階 大集会室
角館	7月9日(木)18時30分～20時30分 角館交流センター 多目的ホール

※参加にあたって申込みの必要はありません。

問合せ／医療局 経営戦略室
☎54-22116
FAX 54-2715
メール
iyoukanri@city.semboku.akita.jp

体力・運動能力調査にご参加ください！

運動能力を把握するいい機会です。自分の苦手なところを把握し、日々の健康のために役立てましょう。参加は無料です。ぜひご参加ください。

開催日時・会場

- 7月16日(水)10時～12時・13時～15時
角館交流センター
 - 7月17日(木)10時～12時・13時～15時
生保内市民体育館
- ※時間内は、いつでも参加できます。希望者には結果をお渡します。
- 服装・持ち物／スポーツができる服装・内履き・タオル・水分補給のための飲料水など

●参加資格／4月1日現在、仙北市に在住・在勤の満20歳以上の方

●参加定員／各会場約40人

●申込方法／スポーツ振興課まで電話メールまたはFAXでお申し込みください。各市民センター・出張所・公民館でお申し込みの場合は備え付けの申込用紙に記入し、お申し込みください。

●申込締切／7月10日(金)

●当日受付も可能です。

問合せ／スポーツ振興課
☎43-33900

FAX 54-4102

メール
kypoo@city.semboku.akita.jp

小型家電回収ボックスの利用について

小型家電回収ボックスは、市内各庁舎とねや角館店に設置されていますが、利用にあたりいくつか守っていただきたいことがあります。

●小型家電回収ボックスは、ごみ箱ではないので可燃ごみ、空き缶、ペットボトルなど関係のないごみを入れないでください。関係のないごみが入っていると、回収作業の妨げになります。

●乾電池やボタン電池は、今年度4月から燃えないごみとして収集されているため、小型家電回収ボックスへは入れないでください。

●小型家電回収ボックスに小型家電を入れる際は、ビニール袋やナイロン袋には入れずに、そのまま入れてください。

●炊飯器などの粗大ごみや、ドライヤーなどの小型家電を、分解した状態で小型家電回収ボックスへ入れないでください。基板や部品の角がとがっていると、持ち込む方も回収する側もケガをする危険性がありますので、やめてください。小型家電回収ボックスに入れる際は、分解せずそのままの状態を入れてください。

問合せ／生活環境課
☎43-33313

認知症キッズサポーターの「認知症」をテーマとする作品を募集します！

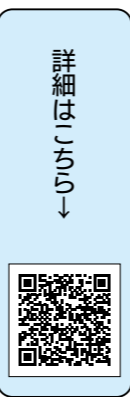
応募資格／認知症サポーター養成講座を受講した小学生、中学生、高校生

募集作品

文芸作品(作文、詩、短歌、俳句・川柳・標語) ※400字詰め原稿用紙に縦書き。パソコン使用の場合は、A4版用紙に印刷。

自由作品(ポスター、絵、活動報告など)

応募締め切り／8月24日(月)必着
提出・問合せ／包括支援センター
☎43-22833



詳細はこちら

仙北市の今を知り、明るい未来について市長と一緒に語り合いませんか？

市では、より良いまちづくりに繋げるため、市民の皆さまと直接語り合う「タウンミーティング」を開催します。今回のテーマは私たちの生活に身近な「仙北市のファンづくり・移住」「空き家のこまごま」「地域の足・公共交通」の3つです。

「つながったらいいな」「ここをもっとこうしてほしい」といった、皆さまの率直な意見やアイデアをぜひ会場でお聞かせください。市民同士、また市長をはじめ市の担当者と一緒に、仙北市のまちづくりについて考えましょう。

中高生をはじめ若い世代の斬新な意見も大歓迎ですので、幅広い年齢層からの参加をお待ちしています。

開催日時および会場

- 8月1日(出)9時30分～11時30分
田沢湖総合開発センター 1階 大集会室
 - 8月1日(出)13時30分～15時30分
角館庁舎 1階 101・102会議室
 - 8月8日(出)9時30分～11時30分
西木総合開発センター 2階 集会室
- ※各会場とも定員は30名程度です。

●当日のプログラム

- ①市長メッセージ 今の課題とこれからの仙北市
- ②テーブルトーク
テーマ「移住」「空き家」「公共交通」ごとに分かれて課題を出し合います

申込フォームは
こちら



令和10年4月開校予定

神代小学校・西明寺小学校・桧木内小学校の統合による

新しい小学校の「校名」を

募集します！

地域の皆さまに親しまれる新しい学校にふさわしい校名案をぜひお寄せください。

～3つの小学校の想いをつなぎ、未来を拓く新しい学び舎～豊かな自然や地域のつながりを大切に、子どもたちがのびのびと学び、成長できる学校を目指します。

募集要項

●募集期間 7月1日(水)から8月17日(月)【必着】

●応募資格

- (1) 3小学校の在校生およびその保護者
(2) 3小学校の学区にお住まいの方
(3) 3小学校の卒業生
(4) 3小学校の教職員および元教職員

●校名案の応募基準

- (1) 常用漢字、ひらがな、カタカナを使用してください。(併用可)
(2) 読み方がわかりやすい名称としてください。
(3) 漢字の場合は、ふりがなを付けてください。
(4) 地域の特徴が感じられるなど親しみやすい名称としてください。

●校名の決定方法

応募いただいた校名案をもとに、統合準備委員会で候補を選定し、教育委員会および市議会での手続きを経て正式決定します。

※必ずしも応募数の多い校名案を選定するものではありません。



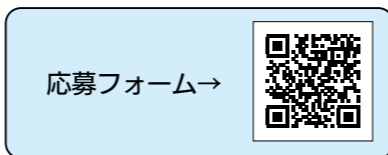
●応募先・問合せ/仙北市教育委員会 学校統合推進室
〒014-0398 秋田県仙北市角館町上野18番地
☎0187-43-3381 FAX 0187-54-2112 電子メール kyhaichi@city.semboku.akita.jp

応募方法

記入項目(すべて必要)
①校名案(ふりがな)
②校名案を考えた理由
③応募者区分(保護者、学区住民、卒業生、教職員、元教職員)
④応募者の氏名、年齢、住所、連絡先

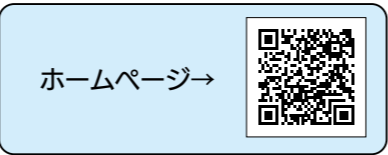
※応募はお1人につき1点までとします。

- (1) オンラインフォームによる方法
下の二次元コードからアクセスし、記入項目を入力してください。



- (2) 持参による方法
応募用紙(※)を、教育委員会、各市民センター・出張所へ、「教育委員会行き 校名応募」と記した封筒に入れて提出してください。
(3) FAX、郵送による方法
下の応募先へ応募用紙を送付してください。
(4) 電子メールによる方法
下の応募先へ、件名を「校名応募」として、応募用紙を添付するかメール本文に上の記入項目をのりなく記入して送信してください。

●応募用紙について
教育委員会、各市民センター・出張所に備え付けているほか、市ホームページ>学校適正配置・学校統合>神代小・西明寺小・桧木内小・統合準備委員会に掲載しています。



秋田県内の企業や市町村と直接話ができる「あきた就職フェア」が開催されます。帰省シーズンに合わせた開催となりますので、「将来は仙北市へ戻りたい」とお考えの、県外にお住まいのご家族やご友人へぜひこの機会をお知らせください。
また、本イベントは、県内での就職や転職をお考えの県内・市内在住の皆さまにもご利用いただけます。
地元企業を知る絶好のチャンスです。就職活動中の学生さんや、転職を検討されている社会人の方もぜひお気軽にご来場ください。
当日は、県内企業・市町村・業界団体などが出展するほか、就職相談・移住相談などのブースも設置します。
日時/8月11日(火・祝)12時～16時
会場/秋田拠点センターアルヴェ(秋田市東通仲町4-1)1階きらめき広場、2階多目的ホール
対象/秋田県内への就職・移住を検討している方、関心がある方
※学生・社会人、県内外在住を問いません。ご家族同伴での参加も可能です。
※出展企業などの詳細は、7月中旬公開予定の特設サイトにて順次お知らせします。

完全予約制による、マイナンバーカードの時間外交付を行います。
完全予約制による、マイナンバーカードの時間外交付を行います。写真付きのマイナンバーカードを申請し、お手元に交付通知書のハガキが届いている方を対象に、時間外でのマイナンバーカード交付を行います。
※交付は予約した方のみに限ります。また時間外の交付窓口は角館庁舎のみとなっております。
館庁舎のみとなっております。
※マイナンバーカードの受け取り場所が田沢湖庁舎、西木庁舎となっております。
2日前までに連絡をいただければ角館庁舎にて受け取りが可能です。
マイナンバーカードの受け取りについては原則本人が来庁する必要がありますので、ご注意ください。

時間外交付 QRコード
証明書コンビニ交付サービス QRコード
問合せ/国保市民課市民係 ☎43-33007

帰省に合わせて参加しませんか? 「あきた就職フェア」開催

完全予約制によるマイナンバーカードの時間外交付を行います

高校卒業程度一般行政、初級土木、令和8年度仙北市職員採用試験のお知らせ

仙北市職員採用情報はこちら



Table with columns: 試験区分, 採用人数, 受験資格, 第1次試験, 第2次試験, 合格者採用日. Rows include 高校卒業程度一般行政 and 初級土木.

※複数の試験区分を併願することはできません。

- 申込方法/仙北市ホームページトップ画面から職員採用試験情報にアクセスし、エントリーシートをダウンロードのうえ、必要事項を入力してください。
●申込受付期間/7月27日(月)から8月28日(金)17時15分まで
●問合せ/総務課 ☎43-1111

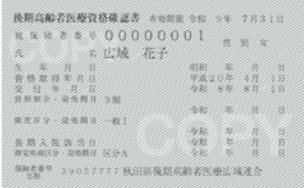
後期高齢者医療制度に 加入している皆さまへ

後期高齢者の方へ資格確認書等が
交付されます

有効期限が7月31日の資格確認書をお持ちの方へ、マイナ保険証の利用状況などにより、新しい「資格確認書」か「資格情報のお知らせ(資格情報通知書)」のどちらかが7月中旬に送付されます。
※「資格情報のお知らせ」は、医療機関の窓口などでマイナ保険証が読み取れないときに補助的に使用できますが、「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関を受診することができませんので、必ずマイナ保険証と一緒に医療機関へ持参するようにお願いします。

- 「資格情報のお知らせ」の送付対象／次の条件を全て満たしている方
 - ▶84歳以下の方
 - ▶マイナ保険証を直近1年間に6回以上利用している方
 - ▶マイナ保険証を直近3か月に1回以上利用した方
- 「資格情報のお知らせ」が送付された方には、「資格確認書」は交付されませんが、次のいずれかに該当する方は、申請すると「資格確認書」を受け取ることができます。
 - ▶マイナ保険証を一時的に利用できない方(紛失、更新中など)
 - ▶マイナナンバーカードを返納する方
 - ▶マイナ保険証での受診が困難である方(介助者などの第三者が資格確認を補助する必要があるなど)

なお、交付された「資格確認書」に限度区分が記載されていない場合も、申請すると限度区分を記載することができま。す。「資格情報のお知らせ」には、限度区分が記載されません。申請先は、各庁舎(上野庁舎を除く)・各出張所の健康保険担当となります。
新しい資格確認書は「むらさき色」です。



後期高齢者医療資格確認書

長期に入院(所得区分が低所得Ⅱ)したときの食事代について

入院時の食事代は、低所得Ⅱの認定を受けている期間において、過去1年間で入院日数が90日を超えた方は申請をすることによって減額されます。やむを得ず減額が適用されなかった場合でも、申請によって差額の支給を受けることができますので、詳しくは国保市民課国保年金係へお問い合わせください。

交通事故などにあつたとき

交通事故など他人(第三者)の行為によって病気やけがをした場合でも、健康保険で医療を受けることができます。届出が必要ですので国保市民課国保年金係へご連絡ください。

問合せ／国保市民課国保年金係
☎43-33316

福祉医療費受給者証

(マル福)を郵送します

今年度より会場での「福祉医療費受給者証」(以下、受給者証)の交付を取りやめ、対象の方へ「郵送」でお届けすることとなりましたので、更新手続きは不要です。現在お手元にある受給者証の有効期限が令和8年7月31日の方で、8月以降も対象となる方には、7月末までに8月1日から使用する受給者証を郵送します。なお、現在お持ちの受給者証の有効期限が7月31日ではない方(無期限の方など)は、引き続きお持ちの受給者証をご使用ください。
次の場合は「ご連絡ください」

- ▶7月末までに新しい受給者証が届かない場合
 - ▶記載内容に変更がある場合
 - ▶お手数ですが担当窓口まで「ご連絡ください」。
- 次の方には個別に案内を郵送します
- ▶令和7年中の所得が確認できない方
 - ▶受給者区分が変更となる方など
- 内容をご確認のうえ、期日までに手続きくださいようお願いいたします。

問合せ／国保市民課国保年金係
☎43-33316



福祉医療費受給者証

国民年金保険料の納付についてお知らせします

国民年金第1号被保険者は、毎月保険料を納めなければなりません。経済的な事情で納付が難しい場合は、保険料が「免除」または「猶予」される制度があり、この制度を利用することで将来の年金受給権だけでなく、万一の事故などにより障がいを負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。未納のままにせず、免除または猶予の手続きをしましょう。

申請は、市役所の国民年金担当窓口か年金事務所です。郵送やマイナポータルを利用した電子申請も可能です。
※令和8年度の免除・猶予申請の受付は7月1日からとなります。

【免除が承認された場合の免除額と保険料】

	免除額	保険料
全額免除	17,920円	0円
4分の3免除	13,440円	4,480円
半額免除	8,960円	8,960円
4分の1免除	4,480円	13,440円

※一部免除が承認された場合に減額された保険料を納付してない期間、未納扱いとなります。

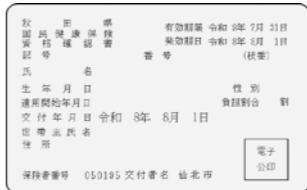
問合せ／国保市民課国保年金係
☎43-33316
大曲年金事務所
☎0187-63-2296

国民健康保険に 加入している皆さまへ

資格確認書などが交付されます

国民健康保険に加入されている方には、7月中旬に「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を、世帯主宛てに簡易書留でお送りします。

8月1日以降、医療機関を受診する際は、マイナ保険証が今回事りする「資格確認書」をお使いください。
「資格確認書」・「資格情報のお知らせ」の取扱いについては、同封する通知をご確認ください。



資格確認書

マイナ保険証での受診が困難な方へ

マイナ保険証を持っていても、高齢者や障がいなどによりマイナ保険証での受診が困難な方や、マイナナンバーカードを紛失・更新中の方は申請により「資格確認書」の交付を受けることができます。

次の書類を持参の上、お近くの市役所各庁舎(上野庁舎を除く)・出張所の国保担当窓口で申請してください。

- ▶施設入所契約書や障害者手帳など
- ▶届出者の本人確認書類(マイナナンバーカードや運転免許証など)

問合せ／国保市民課国保年金係
☎43-33316

令和8年度 介護保険料の納付について

介護保険は介護を社会全体で支える制度であり、保険料はこの制度を支える大切な財源です。

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの差し引きで納める特別徴収に分かれます。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。

▶普通徴収／7月中旬送付の納付書により納めます。納め忘れを防ぐため、口座振替の利用をお勧めします。

▶普通徴収の対象となる方は、年金の年額が18万円未満または受給していない方、4月1

日の時点で年金を受けていない方、令和8年度中に65歳になる方などです。

▶特別徴収／年金支給月(偶数月)に年金からの差し引きによる納付となります。

※災害などの特別な事情により保険料を支払うことが一時的に困難なときは、申請によって介護保険料の減免または徴収猶予が認められる場合があります。詳しくは次のお問い合わせ先までお問い合わせください。

問合せ／
介護保険事務所 保険給付班
☎0187-863911
包括支援センター
☎43-22283
福祉政策課
☎43-22281

令和8年度介護保険料

段階	区分(令和8年度の住民税課税状況等)	生活保護を受給している方、(A)が82.65万円以下の方	保険料(年額)
1	世帯全員が 住民税非課税	(A)が120万円以下の方	22,914円 基準額×0.285
2		(A)が120万円を超える方	30,150円 基準額×0.375
3		(A)が82.65万円以下の方	70,350円 基準額×0.875
4	住民税課税世帯 (本人非課税)	(A)が82.65万円を超える方	80,400円 基準額
5		(B)が120万円未満の方	96,480円 基準額×1.2
6	住民税課税世帯 (本人課税)	(B)が120万円以上、210万円未満の方	104,520円 基準額×1.3
7		(B)が210万円以上、320万円未満の方	120,600円 基準額×1.5
8		(B)が320万円以上、420万円未満の方	136,680円 基準額×1.7
9		(B)が420万円以上、520万円未満の方	152,760円 基準額×1.9
10		(B)が520万円以上、620万円未満の方	168,840円 基準額×2.1
11		(B)が620万円以上、720万円未満の方	184,920円 基準額×2.3
12		(B)が720万円以上の方	192,960円 基準額×2.4

(A) 本人の前年の[合計所得金額 + 課税年金収入額]
(B) 本人の前年の合計所得金額

令和8年度 後期高齢者医療保険料について

●均等割額の軽減措置／

世帯主および被保険者の総所得金額 などが下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額	令和7年度との差額
43万円+(給与・年金所得者など※の数-1)×10万円	医療分:7.2割※1 子ども分:7割	医療分:15,678円 子ども分:405円	医療分:2,100円 子ども分:405円
43万円+(給与・年金所得者など※の数-1)×10万円+31万円×世帯の被保険者数	5割	医療分:27,998円 子ども分:675円	医療分:5,368円 子ども分:675円
43万円+(給与・年金所得者など※の数-1)×10万円+57万円×世帯の被保険者数	2割	医療分:44,796円 子ども分:1,080円	医療分:8,588円 子ども分:1,080円

※給与・年金所得者などとは、以下のいずれかを満たす方です。
 ▶一定の給与所得者(給与収入55万円超)
 ▶公的年金などに係る所得を有する方
 (公的年金などの収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超)
 ※1 令和8・9年度は特例として医療分の7割軽減を7.2割軽減とします。

保険料率の算定について

2年ごとに改定される保険料率は、「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書をみなさまに送付しています。
 医療費の急増などが原因で、保険料は年々増加傾向にあります。健康で安心な医療制度運営のため、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。
 なお、保険料率改定に関する疑問・質問は、広域連合で設置するコールセンターで受け付けています。
 ●問合せ／秋田県後期高齢者医療広域連合コールセンター
 ☎0120-331-150
 (受付時間:平日9時から18時まで ※受付期間:9月30日まで)

子ども・子育て支援金制度について

国により、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まります。
 子ども・子育て支援金制度は、全世代から医療保険料とあわせて支援金を拠出いただき、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。
 皆さまから拠出いただく支援金は、「児童手当の拡充」や「妊婦のための支援給付」などの子どもや子育て世帯を支援する事業に充てられます。
 子ども・子育て支援金制度に関するお問い合わせは、こども家庭庁コールセンターで受け付けています。
 ●問合せ／こども家庭庁コールセンター
 ☎0120-303-272(受付時間:平日9時から18時まで)

令和8年度 後期高齢者医療保険料について

令和8年度から 後期高齢者医療制度の保険料率が変わります

4月1日号の広報せんぼくでもお知らせしましたが、後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっており、令和8年度から保険料率の変更されます。所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置についても、変更されます。後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の基礎控除後所得に応じて納めていただく「所得割額」がありますが、所得の低い世帯の方は、世帯主および被保険者の所得に応じて、下の表のとおり軽減されます。

改定後の保険料率に基づく保険料額は、7月10日に発送する予定です。

保険料額決定通知が7月中に届きます

令和7年中の所得に応じて確定した、令和8年度の後期高齢者医療保険料をお知らせする通知を加入者の皆さまにお送りします。保険料は被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、個人単位で賦課されます。保険料は、特別徴収(年金からの納付)と普通徴収(口座振替または納付書による納付)での納付になりますので、ご確認ください。

年間保険料の構成

医療分(※1) 限度額85万円

均等割額【55,996円】
+
所得割額【(総所得金額) - 43万円】×9.73%
※100円未満切捨て

子ども分(※2) 限度額2万1千円

均等割額【1,350円】
+
所得割額【(総所得金額) - 43万円】×0.25%
※100円未満切捨て

保険料率の改定

令和7年度まで	
均等割額	45,260円
所得割率	9.02%
↓	
令和8年度から (子ども分は令和8年度の額)	
均等割額	医療分:55,996円 子ども分:1,350円
所得割率	医療分:9.73% 子ども分:0.25%

※1 従来の後期高齢者医療保険負担分を「医療分」と表記しています。
 ※2 子ども・子育て支援納付金分を「子ども分」と表記しています。

このページに関する問合せ/
 税務課 ☎43-1117

令和8年度 国民健康保険税の改正等について

令和8年度 国民健康保険税の改正等について

	令和7年度		令和8年度	
	所得割率		所得割率	
医療分	6.80%		6.56%	
国保加入者の医療費にあてるための分 (全ての世帯が負担)	均等割額	18,000円	16,000円	
	平等割額	17,000円	15,000円	
	課税限度額	660,000円	670,000円	
後期高齢者支援金分	3.50%		3.50%	
後期高齢者医療制度の医療費などにあてるための課税額(全ての世帯が負担)	均等割額	9,000円	9,000円	
	平等割額	8,000円	8,000円	
	課税限度額	260,000円	260,000円	
介護納付金分	3.00%		3.00%	
介護保険制度の第2号被保険者として納めていただく分(被保険者の中に40歳から64歳までの方がいる世帯が負担)	均等割額	10,000円	11,000円	
	平等割額	4,000円	5,000円	
	課税限度額	170,000円	170,000円	
子ども・子育て支援金分	0.24%		0.24%	
子育てを社会全体で支援するため納めていただく分 (18歳以上の被保険者が負担)	均等割額		1,000円	
	18歳以上均等割額		40円	
	平等割額		1,000円	
	課税限度額		30,000円	

令和8年度から
「子ども・子育て支援金制度」が始まります

子ども・子育て支援金制度は、全世代からの納付金により、子どもや子育てを社会全体で応援する仕組みであり、財源は加入している医療保険から徴収されます。そのため、国民健康保険においては、従来の「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護保険納付金分(※)」に加えて「子ども・子育て支援金分」を上乗せして納付いただくこととなります。

国民健康保険税は世帯単位で課税され、
世帯主が納税義務者になります

国民健康保険税は、「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護保険納付金分(※)」、「子ども・子育て支援金分」による構成です。被保険者(国民健康保険の加入者)の人数に応じて負担いただく「均等割額」、世帯単位で負担いただく「平等割額」、前年中の所得に応じて負担いただく「所得割額」を合算して計算します。税額はその年度の4月から3月までの1年間分を7月に決定し、世帯主の方へ通知します。なお、世帯主が国民健康保険に加入していない場合(社会保険や後期高齢者医療保険)でも、擬制世帯主として世帯主の方が納税義務者になります(地方税法第703条の4)。

税率・課税限度額が変更となります

令和8年度の税率は表のとおりです(15ページ)。今年度から「子ども・子育て支援金分」を上乗せして徴収すること、また、「介護保険納付金分(※)」の税率を引き上げることとなりますが、その増税となる分を「医療分」の税率を引き下げることにより、負担増とならないようにしています。「医療分」について、所得割を0.24%、均等割額・平等割額をそれぞれ2,000円引き下げ、「介護保険納付金分(※)」を均等割額・平等割額をそれぞれ1,000円引き上げます。「子ども・子育て支援金分」の所得割を0.24%、均等割額・平等割額をそれぞれ1,000円としています。課税限度額については、「後期高齢者支援金分」、「介護保険納付金分(※)」の増減はありませんが、「医療分」が1万円引き上げられ、「子ども・子育て支援金分」は3万円となります。

※「介護保険納付金分」は40歳から65歳まで介護保険料を保険税の一部として徴収します。65歳以降は別途介護保険事務所より請求されます。

国民健康保険の脱退・加入の手続きは、
ご自身で行わなければなりません。

加入の届出が遅れると、国民健康保険税は国保加入資格を得た月まで遡って納めていただくこととなります。さらに、被保険者証がないため、その間の医療を受ける際は全額自己負担となります。

また、脱退の届出が遅れると、国民健康保険税と社会保険などの健康保険料を二重に納付してしまうことにも繋がります。加入・脱退などの手続きが済んでいない方は、市役所各庁舎・出張所の国保担当窓口でお早めにご手続きをお願いします。

このページに関する問合せ/
税務課 ☎ 43-1117

■ 減 ■ 増